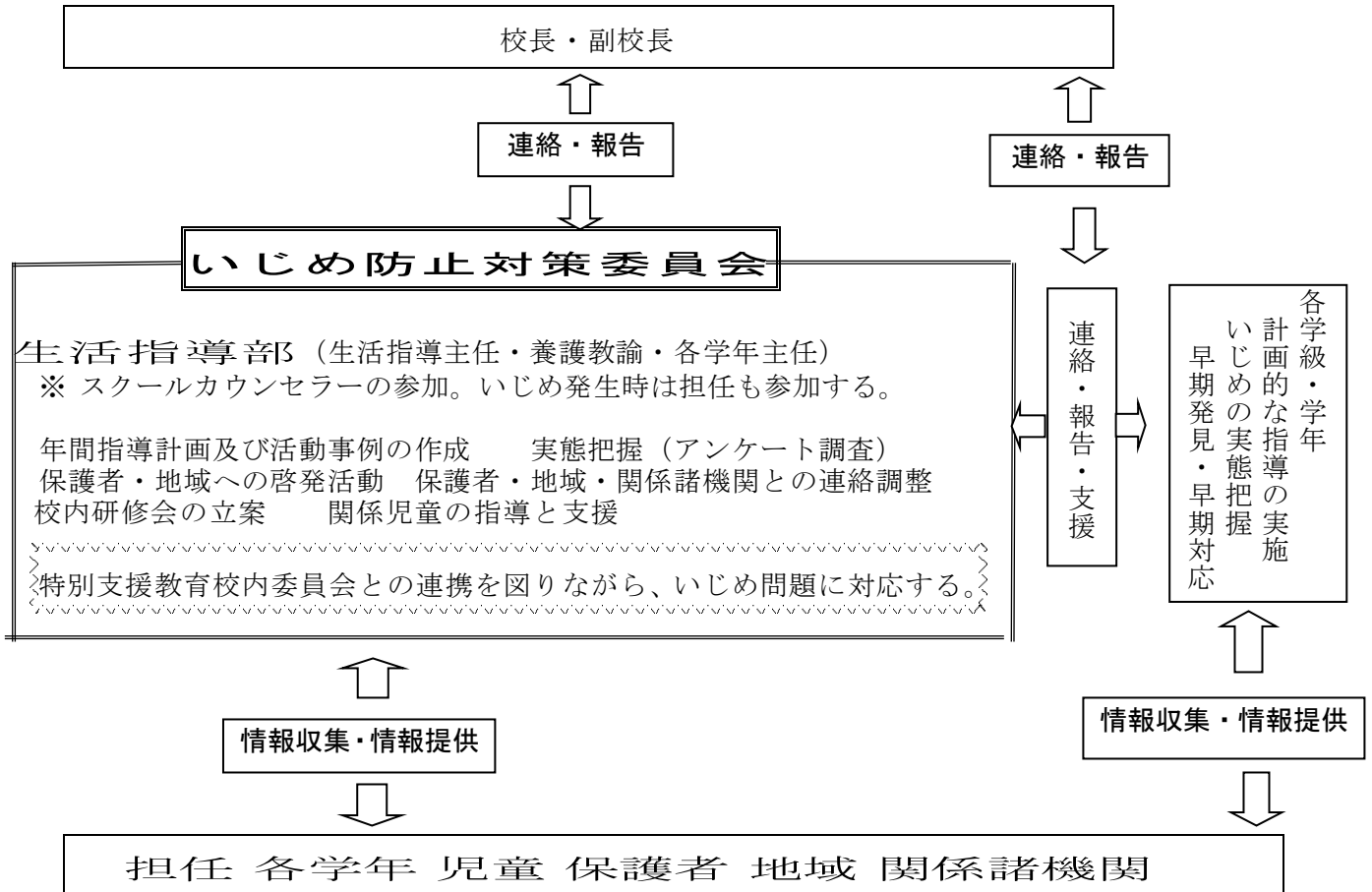


いじめ防止基本方針ならびに指導体制

○いじめ防止等に関する基本的な考え方

生活指導部に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止のための年間指導計画を作成し、学校全体でいじめ問題に対応する。

いじめ対策委員会は、保護者や関係諸機関との窓口になり、日頃より協力体制を築く。



緊急いじめ対策委員会

いじめ事例が発覚した時点で、サポートチームを結成し組織的に対応する。

サポートチームは事例ごとに結成し、解決した時点で解消する。「いじめ対策委員会」のメンバーを中心に、事例に応じて必要なメンバーを参加させる。

※サポートチーム…いじめ対策委員会より選出し、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家をメンバーに加える。

